

茨城工業高等専門学校における政府調達相談担当者の指定に関する要項

〔平成16年4月1日〕
制 定

(目的)

第1条 この要項は、独立行政法人国立高等専門学校機構政府調達事務取扱規則に基づき、特定調達契約に係る相談担当者を定め、政府調達の適正な事務処理を図ることを目的とする。

第2条 相談担当者を別表第1のとおり指定する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

別表第1

政府調達相談担当者の指定

区 分	指 定 官 職	事 務 の 範 囲
相談及び苦情処理に当る職員	総 務 課 長	外国供給者等に対して調達に関する情報の提供、相談の受付、及び苦情の処理に関する事務